

呉市地域防災計画等の修正について（報告）

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項の規定により、呉市防災会議が、呉市地域防災計画（以下「地域防災計画」といいます。）について、平成30年7月豪雨災害の教訓を踏まえて、災害対応力の向上を図るために災害対策本部事務局及び各対策部の組織・分掌事務を見直しました。

あわせて、国の防災基本計画及び広島県の地域防災計画の修正内容と整合を図るよう次のとおり修正しました。

修正の分類	修正の概要
1 警戒レベル別の避難情報発令に伴う体制の見直し	- 国の避難勧告等のガイドラインの改正において、避難情報と気象警報等の警戒レベルの対応を明確化する改正がされたことから、各警戒レベルに対応した体制に修正しました。 ⇒ 資料1のとおり
2 災害対応力の向上のための災害対策本部事務局などの組織・分掌事務の見直し	- 平成30年7月豪雨災害では災害対策本部事務局と各対策部の役割分担・対応に一部混乱も見受けられました。 - そのため、災害対策本部事務局と各対策部が連携の取れる体制にすることで、呉市の災害対応力の向上を図りました。 ⇒ 資料2-1、2-2のとおり
3 避難所の区分等の見直し	- 避難所の区分や用途と、実際に開設する避難所との整合が取れていなかったため、整理しました。 ⇒ 資料3のとおり
4 関連法令，上位計画，国の通知などを適切な反映	- 地域防災計画の直近の修正が行われた，平成29年8月以降に見直しが行われた関連法令，上位計画の修正状況，国の通知などを反映しました。 ⇒ 資料4のとおり
5 地域防災計画の簡素化	1冊にまとめた現行の地域防災計画を当該計画の利用が想定される状況ごとに分けるとともに，資料編を別冊としました。 - 広島県地域防災計画の構成を基本とし，共通編，風水害対策編，震災・大規模事故等対策編，資料編の4つに分ける構成としました。 - 基本編と震災対策編の災害応急対策計画は，それぞれ33節で構成されていましたが，各14節の構成に変更しました。 - 構成の変更に合わせて，各節の書き出しをページの先頭からの記載で統一するなど，検索のしやすさ・内容の分かりやすさの向上を図りました。
(1) 編・章・節の構成の見直し	
(2) 分冊化	- 分冊を行い，持ち運びやすくします。 ⇒ 資料5のとおり
6 今後の機構改革等への対応	市の組織体制及び分掌事務を市長が別に定めることとし，機構改革等に速やかに対応できるようにしました。

呉市の災害体制の新旧比較

資料 1

大雨	修正前	[危機管理課職員(2名参集)]		[注意体制時参集職員が参集]		[第1配備体制]		[第2配備又は第3配備体制]	
		災害監視体制		災害注意体制		災害警戒本部体制		災害対策本部体制	
	気象情報 (大雨・洪水)	大雨注意報		大雨警報				土砂災害 警戒情報	大雨特別警報
		洪水注意報		洪水警報					
	修正後			警報に切替えの 可能性が高い旨 に言及		土砂災害危険度情報の実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数 基準に到達(避難準備・高齢者等避難開始を発令している段階)		(避難勧告を発令している段階)	
						警戒レベル3		警戒レベル4	(被害が発生したとき) 警戒レベル5
災害準備体制 (第1次防災体制)		災害注意体制 (第2次防災体制)		災害警戒体制 (第3次防災体制)		災害対策本部設置 (第4次防災体制)			
[危機管理課職員 (2名参集)]		[注意体制時参集職員 が参集]		[第1配備体制]		[第2配備又は第3配備体制]			
洪水予報 河川等	修正前			[注意体制時参集職員が参集]		[第1配備体制]		[第2配備又は第3配備体制]	
		災害注意体制		災害警戒本部体制		災害対策本部体制			
	修正後	水防団待機水位		氾濫注意水位		避難判断水位		氾濫危険水位	越水開始
						警戒レベル3		警戒レベル4	(被害が発生したとき) 警戒レベル5
		災害準備体制 (第1次防災体制)		災害注意体制 (第2次防災体制)		災害警戒体制 (第3次防災体制)		災害対策本部設置 (第4次防災体制)	
[危機管理課職員(2名参集)]		[注意体制時参集職員が参集]		[第1配備体制]		[第2配備又は第3配備体制]			
高潮	修正前			[注意体制時参集職員が参集]		[第1配備体制]		[第2配備又は第3配備体制]	
		災害注意体制		災害警戒本部体制		災害対策本部体制			
	気象情報 (高潮)			今後も潮位の上昇が見込まれ るとき		今後も潮位の上昇が見込まれ、 被害が発生するおそれ があるとき		被害の程度が相当大規模に及 ぶ可能性があるとき	
		高潮注意報				高潮警報			
	修正後	高潮警報に切替えの可能性に 言及		高潮警報に切替えの可能性が 高い旨に言及		暴風警報が発表され、 高潮警報に切替えの可 能性が高い旨に言及		台風や発達した温帯低気圧の接近・通過が 想定され、高潮警報が発表されたとき	
				警戒レベル3		警戒レベル4		(被害が発生したとき) 警戒レベル5	
災害準備体制 (第1次防災体制)		災害警戒体制 (第3次防災体制)		災害対策本部設置 (第4次防災体制)					
[危機管理課職員(2名参集)]		[第1配備体制]		[第2配備又は第3配備体制]					

呉市の災害体制の新旧比較

資料 1

地震	修正前	[注意体制時参集職員が参集]		[第 1 配備体制]		[第 2 配備又は第 3 配備体制]	
	呉市内での 最大観測震 度等	震度 3 以下	災害注意体制	災害警戒本部体制	災害対策本部体制		
			震度 4	震度 5 弱又は震度 5 強 (震度 4 を観測し、被害が発生した とき)	震度 6 弱以上 (震度 5 弱以上を観測し相当規模の 被害が発生したとき)		
	修正後	・震度 4 を観測したとき ・南海トラフ地震臨時情報（調 査中）が発表されたとき		・震度 5 弱又は震度 5 強を観測 したとき ・震度 4 を観測し、被害が発生 したとき ・南海トラフ地震臨時情報（巨 大地震注意）、南海トラフ地 震臨時情報（巨大地震警戒） が発表されたとき		・震度 6 弱以上を観測したとき ・震度 5 弱以上を観測し相当規 模の被害が発生したとき ・南海トラフ地震臨時情報（巨 大地震注意）、南海トラフ地 震臨時情報（巨大地震警戒） が発表されたとき	
		災害注意体制 (第 2 次防災体制)	災害警戒体制 (第 3 次防災体制)	災害対策本部設置 (第 4 次防災体制)			
		[注意体制時参集職員が参集]		[第 1 配備体制]		[第 2 配備又は第 3 配備体制]	
津波	修正前			[第 1 配備体制]		[第 2 配備又は第 3 配備体制]	
	気象情報 (津波)			災害警戒本部体制	災害対策本部体制		
	修正後			津波注意報	津波警報又は大津波警報		
				災害対策本部設置 (第 4 次防災体制)			
				[第 2 配備又は第 3 配備体制]			

体制の呼称

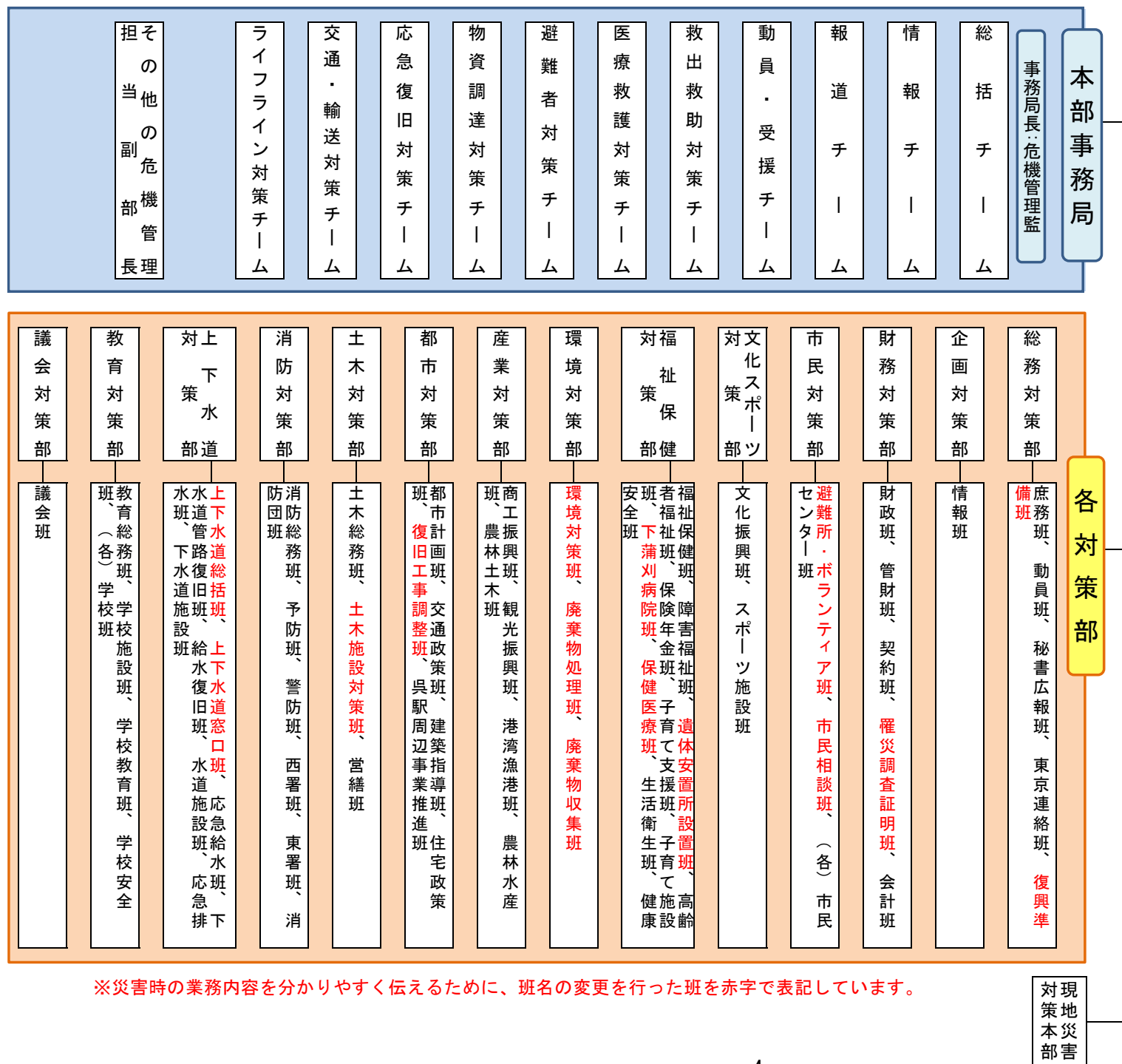
修正前	修正後
災害監視体制	災害準備体制（第 1 次防災体制）
災害注意体制（注意体制）	災害注意体制（第 2 次防災体制）
災害警戒本部体制（警戒体制）	災害警戒体制（第 3 次防災体制）
災害対策本部体制（非常体制）	災害対策本部設置（第 4 次防災体制）

資料 2 - 1

災害対策本部の組織図

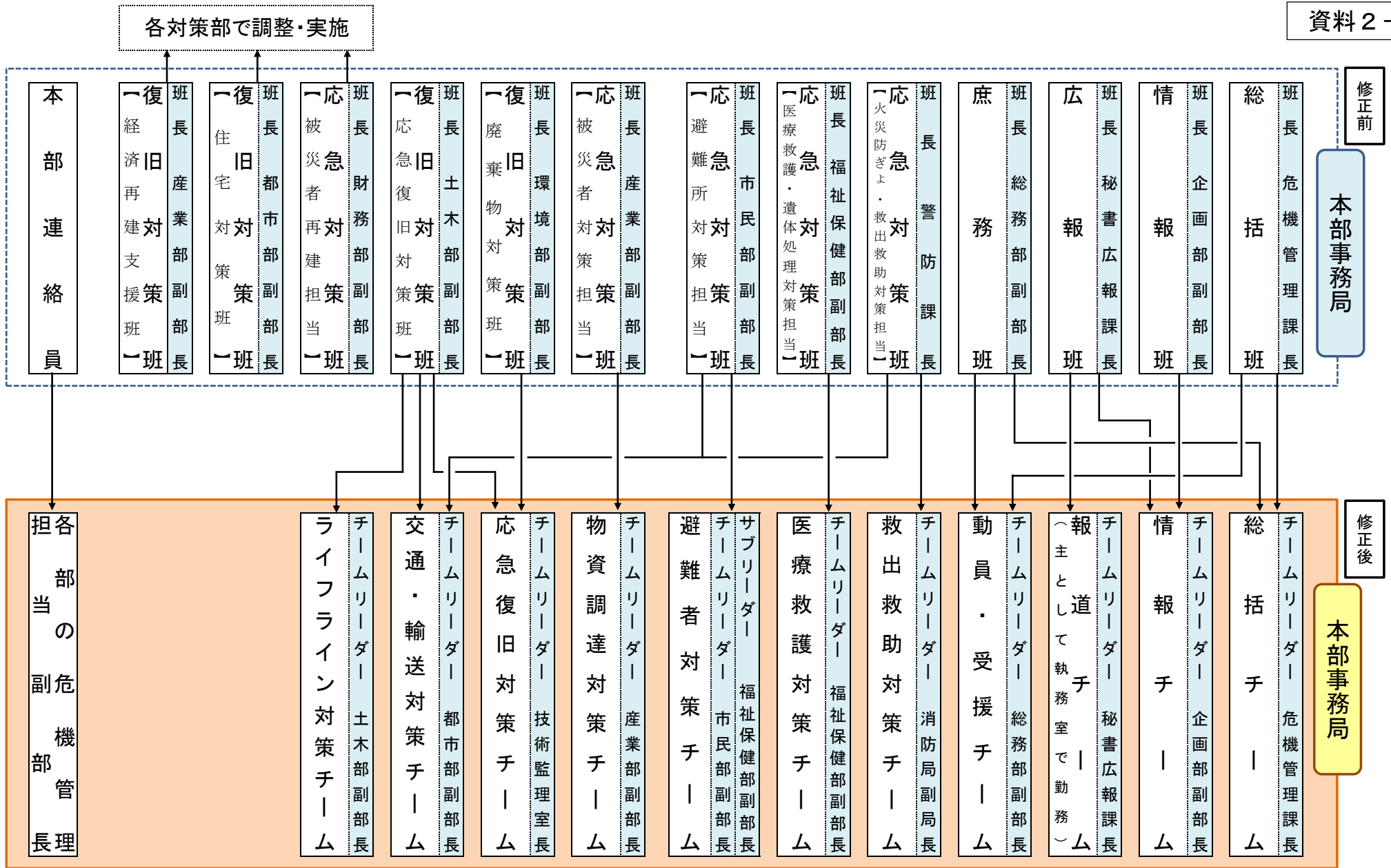
本部員		本部長付		副本部長	本部長
その他本部長が指定する者	報道担当監※	消防局副局長	各部長	教育長	消防長
		上下水道事業管理者		危機管理監	副市長
					市長

※報道担当監は、災害の状況に応じ
て市長が指定する。



※災害時の業務内容を分かりやすく伝えるために、班名の変更を行った班を赤字で表記しています。

災害対策本部事務局のチーム編成（新旧比較表）



※災害発生直後に重点を置いたチーム編成としました。

避難所の区分等について

避難所の区分や用途と実際に開設する避難所との整合が取れていないため、次のとおり整理します。

修正前			修正後		
区 分	用 途	主な指定場所	区 分	用 途	主な指定場所
拠点避難所	・地震や風水害などの災害によって被災し、又は被災するおそれがあるときに、避難者が必要な間又は一時的に滞在する建物	小学校 中学校など	第1開設避難所 (拠点避難所)	・地震や風水害などの災害によって被災し、又は被災するおそれがあるときに、避難者が必要な間又は一時的に滞在する建物 ※軽度な要配慮者に対しては、生活環境の整ったまちづくりセンターへの避難を奨励する。 ※要配慮者の避難生活が困難になった場合には、福祉避難所へ移送する。	まちづくりセンター 小学校 中学校など 土砂災害、洪水発生時 開設 78箇所 大地震発生時 開設 71箇所
準拠点避難所	・拠点避難所で収容できない場合に開設し、避難者が必要な間又は一時的に滞在する建物。災害種別や規模などによっては、拠点避難所と同様に開設する。	中学校 高等学校 大学など			
地域避難所	・地震や風水害などの災害によって被災し、又は被災するおそれがあるときに、災害種別や規模などに応じて地域等で自主的に開設し、避難者が必要な間又は一時的に滞在する建物 ・その後、避難者を必要に応じて拠点避難所又は準拠点避難所などに移送する。	自治会館 集会所 コミュニティセンターなど	第2開設避難所 (準拠点避難所)	・地震や風水害などの災害により市内の広範囲で甚大な被害が発生するなど、第1開設避難所だけでは避難者を収容できない場合に開設し、避難者が必要な間又は一時的に滞在する建物	高等学校 大学など
福祉避難所	・要配慮者のうち特別な配慮を要する者が一時的に滞在する建物 ・一般的な避難所(拠点避難所、準拠点避難所及び地域避難所)や準福祉避難所では避難生活が困難となった場合に開設し、特別な配慮を要する要配慮者を移送する。	老人福祉施設 障害者支援施設など	地域開設避難所	・地震や風水害などの災害によって被災し、又は被災するおそれがあるときに、自治会等の地域で自主的に開設し、避難者が必要な間又は一時的に滞在する建物 ※必要に応じて第1開設避難所などに移送する。	自治会館 集会所など
準福祉避難所	・要配慮者のうち軽度な者が必要な間又は一時的に滞在する建物 ・拠点避難所での避難生活が困難になった場合に軽度な要配慮者を移送する。	まちづくりセンター	福祉避難所	・要配慮者のうち特別な配慮を要する者が一時的に滞在する建物	老人福祉施設 障害者支援施設など

主な修正項目の一覧表

【関連法令、上位計画、国の通知などの適切な反映に基づく修正項目】

主な修正項目	呉市地域防災計画 の主な対応箇所
○要配慮者利用施設及び避難促進施設の避難体制の強化	共通編 災害予防編 第7節
○「人とペットの災害対策ガイドライン」の改訂を踏まえた修正事項	共通編 災害予防編 第7節、第16節、第20節 風水害編 第6節、震災対策編 第6節
○「災害発生情報」の発令	共通編 災害予防編 第7節
○医療・救護活動に関する修正	共通編 災害予防編 第9節 風水害編 第4節、第8節 震災対策編 第4節、第8節
○相互応援協力に関する修正	共通編 災害予防編 第5節 風水害編 第3節、震災対策編 第3節
○廃棄物処理に関する修正	共通編 災害予防編 第13節
○市域の保全等に関する修正	共通編 災害予防編 第2節
○市民の防災活動の促進に関する修正	共通編 災害予防編 第17節
○被災者への支援に関する修正	風水害編 第2節、震災対策編 第2節
○災害救助法の適用に関する修正	風水害編 第12節、震災対策編 第12節
○防災関係機関の業務内容に関する修正項目	共通編 総則 第3節
○南海トラフ地震防災対策推進基本計画の改正に伴う修正	南海トラフ地震防災対策推進計画
○広島県水防計画等の修正に伴う修正	水防計画
○その他の修正 ・ 防災施策の基本方針の修正 ・ 地域防災計画の数値の時点修正、各種字句修正	共通編 総則 第1節 全体

